日調連発第１２０号
平成２３年６月２０日

各土地家屋調査士会長　　殿
連　合　会　役　員　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る
民法の特例に関する法律について

法務省民事局民事第二課長から当職あて下記のとおり依頼（別添 1）がありましたので、貴会会員へ周知いただきますようお願いします。

標記の法律は、東日本大震災の被災者である相続人（要件を満たす者に限定：別添資料参照）について、原則として、相続の承認又は放棄をすべき期間を平成 23 年 11 月 30 日まで延長するものです。ただし、既に単純承認をした場合や相続財産の全部又は一部を処分していた場合には、相続放棄や限定承認をすることはできないことに留意願います。

また、標記の法律は、明日 21 日に公布され、同日施行されます。

なお、参考までに今国会に提出された標記法律案に係る資料（別添 2）を併せ送付します。

記

平成 23 年 6 月 20 日付け法務省民二第 1465 号　法務省民事局民事第二課長通知
東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律について

法務省民二第１４６５号
平成２３年６月２０日

日本土地家屋調査士会連合会会長　松岡　直武　殿

法務省民事局民事第二課長　小出　邦夫

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律について

「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案」は，本年６月１７日に参議院本会議において可決・成立し，明日２１日に「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」として公布されます。同法は，公布の日から施行されます。

同法の概要について，各法務局・地方法務局に配布した参考資料を別添のとおり送付しますので，御周知方よろしくお取り計らい願います。

東日本大震災の被災者である相続人について
相続放棄等の熟慮期間を延長する法律が成立しました。

―この法律は平成23年6月21日から施行されます―

法律の内容

この法律は，東日本大震災の被災者である相続人（「対象となる方」を参照）について，原則として，相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長するものです。

対象となる方

次の要件をいずれも満たす方

①平成23年3月11日に，裏面記載の市区町村に住所を有していた方

②平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があったことを知った方

注意点

既に単純承認をした場合や相続財産の全部又は一部を処分していた場合には，相続放棄や限定承認をすることはできません。

問い合わせ先

◎相続問題について、もっとお知りになりたい方は、法テラス・サポートダイヤルへお問い合せ下さい。

問い合わせ先：　0570－078374（PHS・IP電話からは03－6745－5600へ）

受付時間：　平日9:00～21:00　土曜9:00～17:00

◎相続放棄、限定承認又は熟慮期間の伸長の申立て等の裁判所の手続については、家庭裁判所の家事手続案内をご利用下さい。

岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
青森県	八戸市，上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市，日立市，土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，東茨城郡茨城町，東茨城郡大洗町，東茨城郡城里町，那珂郡東海村，久慈郡大子町，稲敷郡美浦村，稲敷郡阿見町，稲敷郡河内町，北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市，小山市，真岡市，大田原市，矢板市，那須塩原市，さくら市，那須烏山市，芳賀郡益子町，芳賀郡茂木町，芳賀郡市貝町，芳賀郡芳賀町，塩谷郡高根沢町，那須郡那須町，那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区，旭市，習志野市，我孫子市，浦安市，香取市，山武市，山武郡九十九里町
新潟県	十日町市，上越市，中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

東日本大震災の被災者である相続人について、相続放棄等の熟慮期間を延長する法律が成立しました

Ｑ１　東日本大震災の被災者である相続人について、相続の放棄や限定承認をできる期間が延長されたと聞きましたが、どのような内容ですか。

Ａ　今回、「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）が成立し、平成２３年６月２１日に公布、施行されました。

特例法は、東日本大震災の被災者であって平成２２年１２月１１日以降に自己のために相続の開始があったことを知った方（相続人）について、相続の承認又は放棄をすべき期間（以下「熟慮期間」といいます。）を平成２３年１１月３０日まで延長するものです。

Ｑ２　特例法の対象となる「東日本大震災の被災者」とは、どのような人ですか。

Ａ　東日本大震災が発生した平成２３年３月１１日において以下の市区町村の区域に住所を有していた方をいいます。この区域は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市区町村の区域から東京都の区域を除いたものです。

岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
青森県	八戸市，上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市，日立市，土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，東茨城郡茨城町，東茨城郡大洗町，東茨城郡城里町，那珂郡東海村，久慈郡大子町，稲敷郡美浦村，稲敷郡阿見町，稲敷郡河内町，北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市，小山市，真岡市，大田原市，矢板市，那須塩原市，さくら市，那須烏山市，芳賀郡益子町，芳賀郡茂木町，芳賀郡市貝町，芳賀郡芳賀町，塩谷郡高根沢町，那須郡那須町，那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区，旭市，習志野市，我孫子市，浦安市，香取市，山武市，山武郡九十九里町
新潟県	十日町市，上越市，中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

Ｑ３　Q2 に記載された市区町村に住民票がなければ、特例法の適用を受けられないのですか。

Ａ　平成２３年３月１１日に、Q2 に記載された市区町村に住所を有していたかどうかは、家庭裁判所が、住民票、勤務証明書、在学証明書、公共料金の支払に関する記録などの各種の資料に基づいて、その生活の本拠がＱ２に記載された市区町村にあったかどうかで判断することになります。

したがって、住民票がなければ、特例法の適用が受けられないというわけではありません。

Ｑ４　特例法は、亡くなった方（被相続人）が被災者である場合や、相続の対象となる財産がＱ２に記載された市区町村にある場合にも、適用されますか。

Ａ　特例法が適用されるためには、相続人が東日本大震災の被災者であることが必要です。被相続人が被災者であるか否か、相続の対象となる財産がＱ２に記載された市区町村にあるか否かは、関係ありません。

特例法は、相続人が東日本大震災の被災者である場合には、被災による生活の混乱のため、３か月の熟慮期間中に相続の放棄や限定承認の判断をし、あるいは、家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをすることが困難であることを前提にしています。したがって、相続の対象となる財産がＱ２に記載された市区町村以外にある場合であっても、相続人が東日本大震災の被災者であれば、そのような困難があるものとして、特例法が適用されます。

ところで、被相続人が津波で家ごと流されて亡くなったケースでは、相続財産の状況が分からないこともあると思われます。この場合も、相続人が東日本大震災の被災者であれば、特例法の対象となります。しかし、相続人が東日本大震災の被災者でない場合には、家庭裁判所に熟慮期間の伸長等を申し立てることに障害はないと考えられますので、特例法の対象とはなりません。

Ｑ５　相続人が未成年者や成年被後見人である場合には、どうなりますか。

Ａ　相続人が未成年者又は成年被後見人である場合には、その熟慮期間は、民法により、未成年者又は成年被後見人ご本人ではなく、その法定代理人（例えば、親権者や後見人）を基準に考えることになります。

そこで、相続人が未成年者又は成年被後見人である場合に、特例法により熟慮期間が延長されるかどうかは、未成年者又は成年被後見人ご本人ではなく、その法定代理人が東日本大震災の被災者であるかどうかによって判断されることになり、法定代理人が東日本大震災の被災者である場合には、特例法が適用されます。

Ｑ６　祖父が東日本大震災で亡くなり、次いで、その相続人である父がその相続について承認又は放棄をせずに亡くなりました。その場合、この父の相続人である息子にも、特例法が適用されますか。

Ａ　被相続人（祖父）が亡くなり、次いで、その相続人（父）が亡くなった場合には、祖父と父との間の相続についての息子の持つ熟慮期間は、民法により、息子を基準にして考えることになります。

そこで、祖父と父との間の相続についての息子の持つ熟慮期間が延長されるかどうかは、

息子が東日本大震災の被災者であるかどうかによって判断されることになり、息子が東日本大震災の被災者である場合には、特例法が適用されます。

Q７　相続人が複数いる場合に、その一部の方だけが東日本大震災の被災者であるときは、相続人全員について熟慮期間が延長されますか。

A　熟慮期間は、民法上、それぞれの相続人ごとに、自己のために相続の開始があったことを知った時から進行します。特例法は、この点を改めるものではありませんので、相続人が複数いる場合には、これらの相続人のうち、東日本大震災の被災者である方だけに、特例法が適用されます。

Q８　特例法が施行された時（平成２３年６月２１日）に既に３か月の熟慮期間が過ぎていても、相続の放棄や限定承認をすることができますか。

A　平成２２年１２月１１日以降に自己のために相続の開始があったことを知った場合であれば、特例法が施行された平成２３年６月２１日より前に３か月の熟慮期間が過ぎていた場合であっても、特例法によって熟慮期間が平成２３年１１月３０日まで延長されますので、その延長された期間内に相続の放棄や限定承認をすることができます。ただし、Q９で述べるような例外があります。

Q９　例外について説明してください。

A　既に、単純承認をした場合や、相続財産の全部又は一部を処分していた場合には、これらの行為をした時期が３か月の熟慮期間の経過前であると経過後であるとにかかわらず、もはや相続の放棄や限定承認をすることはできません。

Q１０　既に、家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをし、期間を伸長するという審判がされています。その場合は、どのように取り扱われるのですか。

A　家庭裁判所の審判による伸長後の期間の末日と、平成２３年１１月３０日のいずれか遅い日が熟慮期間の満了日となります。すなわち、伸長後の期間の末日が平成２３年１１月３０日より前であれば、特例法により、平成２３年１１月３０日までが熟慮期間となります。伸長後の期間の末日が平成２３年１１月３０日より後の日であれば、伸長後の期間の末日までが熟慮期間となります。

Q１１　平成２３年１１月３０日までに相続の放棄や限定承認をするかどうかを決めることができないときは、どうすればよいですか。

A　特例法は、民法の規定による３か月の熟慮期間を平成２３年１１月３０日まで延長するものですが、その期間を家庭裁判所が更に伸長することを否定するものではありません。

　したがって、平成２３年１１月３０日までになお相続の放棄や限定承認をするかどうかを決めることができないときは、前もって家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをすることが必要です。

Ｑ１２　相続について、もっと詳しく知りたいのですが、どうしたらいいですか。

Ａ　相続問題について、もっとお知りになりたい方は、法テラス・サポートダイヤルへお問い合せ下さい。

問い合わせ先：　０５７０－０７８３７４（PHS・IP 電話からは０３－６７４５－５６００へ）

受付時間：平日９：００～２１：００　土曜９：００～１７：００

　また、相続放棄、限定承認又は熟慮期間の伸長の申立て等の裁判所の手続については、家庭裁判所の家事手続案内をご利用下さい。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案要綱

第一　熟慮期間の延長

東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有していた者をいう。）であって平成二十二年十二月十一日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間を、平成二十三年十一月三十日まで延長すること。

（本則第一項関係）

第二　施行期日等

1　この法律は、公布の日から施行すること。

2　この法律は、施行日前に民法第九百二十一条第二号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用すること。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第一号に掲げる場合に該当することとなったときは、この限りでないこと。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案

1　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有していた者をいう。以下同じ。）であって平成二十二年十二月十一日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものに対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の規定の適用については、同項中「三箇月以内」とあるのは、「三箇月以内（当該期間の末日が平成二十三年十一月三十日前である場合には、同日まで）」とする。ただし、当該被災者が相続の承認若しくは放棄をしないで死亡した場合又は未成年者若しくは成年被後見人である場合については、この限りでない。

2　前項の規定は、相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡し、かつ、その者の相続人が被災者である場合における当該死亡した相続人の相続及び相続人が未成年者又は成年被後見人である相続であってその法定代理人が被災者であるものについて準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に民法第九百二十一条第二号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用する。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第一号に掲げる場合に該当することとなったときは、この限りでない。

理　由

東日本大震災の被災者である相続人が、生活の混乱の中で、限定承認、相続放棄等を行うことができないまま相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、これらの者が相続の承認又は放棄をすべき期間を平成二十三年十一月三十日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案・骨子

背　景

○東日本大震災による甚大な人的被害（死者15,424人・行方不明者7,931人（6月13日警察庁発表））により、多数の相続が発生

○相続人もまた被災者であるケースが多数であり、避難所での生活を余儀なくされる等の生活の混乱の中で、相続放棄・限定承認をし、又は熟慮期間の伸長を請求するのは困難な状況

○相続開始を知った時から３か月で単純承認となること自体を知らない被災者も多数

相続人の意図しない法定単純承認が多数発生するおそれ

３か月の熟慮期間を一律に延長する特例措置が必要

民法の特例措置

第一　熟慮期間の延長

東日本大震災の被災者（※）であって平成２２年１２月１１日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間（民法第９１５条第１項）を、平成２３年１１月３０日まで延長すること。

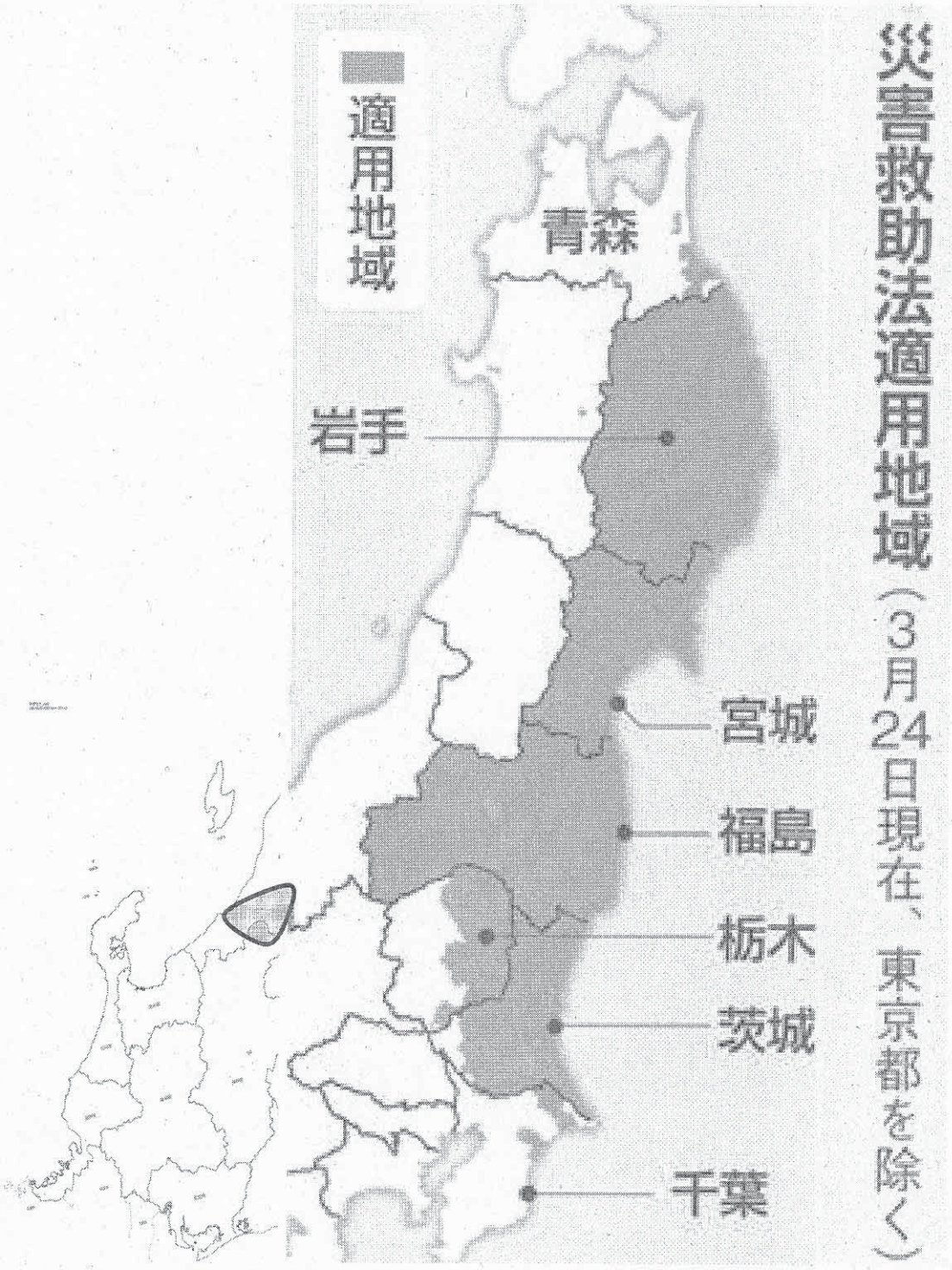
※東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に発災時に住所を有していた者

第二　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行すること。

２　この法律は、施行日前に民法第９２１条第２号（第９１５条第１項の期間内に限定承認又は相続放棄をしなかったとき）の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用すること。

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域



※右図は、2011/4/1 産経ビジネスのネット記事より引用したもの
左図は、新潟県 HP より引用した白地図を加工したもの

適用市町村の一覧

岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
青森県	八戸市，上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市，日立市，土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，東茨城郡茨城町，東茨城郡大洗町，東茨城郡城里町，那珂郡東海村，久慈郡大子町，稲敷郡美浦村，稲敷郡阿見町，稲敷郡河内町，北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市，小山市，真岡市，大田原市，矢板市，那須塩原市，さくら市，那須烏山市，芳賀郡益子町，芳賀郡茂木町，芳賀郡市貝町，芳賀郡芳賀町，塩谷郡高根沢町，那須郡那須町，那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区，旭市，習志野市，我孫子市，浦安市，香取市，山武市，山武郡九十九里町
新潟県	十日町市，上越市，中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

◇東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（法律第　　号）（法務省）

一　熟慮期間の延長

東日本大震災（平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有していた者をいう。）であって平成二二年一二月一一日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間を、平成二三年一一月三〇日まで延長することとした。（第一項関係）

二　遡及適用

この法律は、施行日前に民法第九二一条第二号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用することとした。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第一号に掲げる場合に該当することとなったときは、この限りでないこととした。（附則第二項関係）

三　この法律は、公布の日から施行することとした。